

ヒュームの「ある」と「べき」の問題

横 山 兼 作

(昭和61年 5月31日受理)

(一)

小論の目的は、ヒューム解釈において近年最も話題になった、いわゆる「ある」(is)と「べき」(ought)の問題について考察することにある。すなわち、『人間本性論』(A Treatise of Human Nature)第三卷「道德篇」(Of Morals)第一部第一章の末尾において、ヒュームは一体「べき」は「ある」から論理的に導出(deduce)されないと、換言すれば、「ある」は「べき」を伴立(entail)しないと云っているのか、いないのか。それによってヒュームは、道德のいわゆる自律(autonomy)を主張したのか、否かという問題であるが、これの解決にはヒュームの徳論の全体がかかわるとも考えられ、そしてこれが、今日の「非道德的命題から道德的命題は導かれない」とする考え方の最初の提唱者をヒュームとなし得るか否かを決めることになるだけに、多大の論議を呼んだことは周知のところである。

まず、問題のパラグラフ全文を掲げよう。

「さて、これまでの論究に私は次のような、多分何程かの重要さをもつとおわかりいただけるであろうことを加えずにはおれない。私はいつも気付いて来たことであるが、これまで私の出会ったどの道德論においても、著者がしばらくは通常の論究の仕方に進み、神の存在を立証し、人事(human affairs)の観察をなしながら、突然驚かされることに、「あるまたはない」(is, and is not)という命題の通常の繫辞の代りに、「べきあるいはべきでない」(an ought, or an ought not)と結合されていないいかなる命題にも私は出会ったことがないのである。この変化は気付きにくいだが、しかし、極めて重大である。なぜなら、この「べき」あるいは「べきでない」はある新しい関係(new relation)をあらわしているのだから、それは是非とも観察され、説明される必要があるからであり、同時にまた、この新しい関係がそれと全然異なった他のものからいかにして論理的に導出され得るか(can be a deduction)——それは全く考えられないことのように見えるけれども——、その理由が与えられなくてはならないからである。しかし、著者たちは通常、このような注意を払わないので私はこれを読者におすすしめしようと思う。私は、この一寸した注意が世のすべての道德論(all

the vulgar systems of morality) をくつがえしてしまうであろうことを固く信じている。そこで、こう考えよう。徳と悪徳の区別は単に事物の関係によるのでも、また、理性によって知覚されるのでもない。」⁽¹⁾

全文でもわずか一頁に満たないこのパラグラフをめぐる、実に多様な意見が出され、無数の言及がなされて来たわけであるが、ここでヒュームは、言葉の見かけの如く「べき」は「ある」から論理的に導かれないとたしかに言っていると見る立場を、例えばマッキンタイヤー (MacIntyer) は「標準的解釈」(standard interpretation) と呼び、この箇所について、「実にしばしば、ヒュームの倫理学への貢献があたかも大半この節にかかっているかのように扱われ、ほとんど通説の地位を獲得したかのように解釈され……、それによってヒュームは、道徳の自律の提唱者となり、少なくともその点でカントに近いものとなった。」⁽²⁾と述べている。ノーウェル・スミス (Norwell Smith)、ヘアー (R. M. Hare)、プライア (A. N. Prior)、フルー (A. Flew) などが一般にこの立場に属するとされている。

これに対してその「標準的解釈」は全く誤ったものであり、「べき」は「ある」から導出が可能とされていると見る立場が、上述のマッキンタイヤーやハンター (G. Hunter)、ハンプシャー (S. Hampshire) など、いわゆる「新解釈」(new interpretation) の立場である。

もう少し詳しく、双方の立場の代表的なもの二、三を列挙しておく。

「これまでの理論は、ほとんどすべて、倫理的概念をある他のもの、通常は心理学のそれに帰しがちであった。彼らは、〈よい〉とか〈べき〉とかの語を、例えば、欲求の満足とか、快苦とかいう用語で定義しようとして来たのである。このような企てのすべてに決定的な議論を向けたのが直覚主義者たちであるが、〈驚くことに〉その議論はヒュームから出ているのである。」(Norwell Smith)⁽³⁾

「〈べき〉命題を一連の〈ある〉命題から論理的に導くことは不可能だとするヒュームの有名な発言の基礎をなすこの論理規則……。カントもまた、意志の他律に対する彼の論争をこの規則にもとづかせたのである。(R. M. Hare)⁽⁴⁾

「ヒュームは、われわれが〈ある〉から〈べき〉に至り得ない (cannot pass) と実際に言っているのではなく、それがいかになされ得るかが〈不可能のように見える〉と言っているだけのことなのだ。……ヒュームはこの有名な節において伴立 (entailment) のことは何も言っていない。彼が実際にやっていることは、いかにして道徳的規則が事実から推論 (infer) 出来るか、またそれが有り得るか、と問うことであった。〈人間本性論〉第三巻の残りでは彼は自分の問いに答えを見出しているのである。」(A. C. MacIntyer)⁽⁵⁾

「ヒュームは〈べき〉命題を〈ある〉命題、つまり、ある種の感情の原因に関する命題の下位区分となした。〈べき〉命題と〈ある〉命題は論理的に対等に考えられたからには、いかなる〈ある〉命題もそれ自体で〈べき〉命題を伴立することはないという見解、つまり、いかなる事実の陳述もそれ自体で道徳的判断を伴立することはないという見解ほど馬鹿げたものはない。」(G. Hunter)⁽⁶⁾

これらはほんの代表的なものにすぎず、実際は「標準的解釈」「新解釈」ともにその内部においてさえ種々の意見の相違があり、極めて混沌とした様相を呈している。フルーなどは、ヒュームに一種の「情緒主義」(emotivism)の側面を見て、ハンターと激しく対立するのに⁽⁷⁾、ムーナン(L. Moonan)などはその情緒主義に近いものを見ながら、道徳の自律には強く抵抗している。⁽⁸⁾ヒューム自身の矛盾の問題⁽⁹⁾とも絡みつつ現代倫理学の最も重要なテーマと連なるこの問題は、まことに難解で、「この発言によってヒュームが一体何を意味しているのかは、この箇所からは正確には誰も知り得ない」⁽¹⁰⁾と見る人もあるのである。

以下においても問題の十全な解決には至り得ないかも知れないが、これまでの多くの論議を踏まえ、少なくともこのパラグラフの意味するところだけでも明らかにしてみたいと思う。

まず(二)で、ヒュームは、その徳論の自然主義的基底から、道徳の絶対的な意味での自律を唱えるはずがないこと。次いで(三)で、しかし、問題の箇所に限って見れば、やはり「べき」は「ある」から論理的に導出されないと見られているようであること。(四)で、結局、ヒュームは、その議論に仮定的な部分を含ませ、何よりも規範的「べき」の否定を強くアピールしていると論じて、(五)の結びに至りたいと思う。

(二)

さて、ヒュームの「ある」と「べき」をめぐる問題の解決は、当該の箇所のいわば資料不足から、彼の徳論全般との関連においてなされることが多い。われわれも一応それにならって、まずヒュームの徳論の全般から、特にその義務感の考察からはじめてみようと思う。

後にも見るように、マッキンタイヤーやハンターなどの議論には多くの問題点も指摘されようが、彼らの主張には多くの共鳴者が得られたこともまた、事実である。それは、何としても、彼らがヒュームの基底の自然主義(naturalism)を否定し得ないものと見ていることによると言えるであろう。ヒューム自身にもたしかに種々の側面があって決して単純ではなく、特にその心理主義的な面と論理の面との混同にはわれわれとしても強く警戒しなくてはならないであろうが、ヒュームの徳論の基底が自然主義的であることは、われわれとしてもこれを否定するわけにはいかない。ヒュームは、マッキンタイヤーの言う如く、人間の自然的構成、自然的欲求、幸福、必要を越えた道徳を

決して説かなかったと思われる。

そのことは、何よりも、ヒュームの義務感 (sense of duty) に端的にあらわれている。周知のようにヒュームは、初期の『人間本性論』において、徳を「自然的徳」(natural virtues) と「人為的徳」(artificial virtues) とに分けているが、その自然的徳の義務感は「常にわれわれの情緒の通常の、自然の流れ (common and natural course) に従う」¹¹⁾ものであり、自然の構成に依存するものであった。ヒュームによれば、われわれの義務感には必ず動機が、つまりヒュームでは情緒乃至本能が、その義務感に先立って人間本性に存しなくてはならず、従って、例えば、父親の子への義務も、父親の愛情が先に人間の自然に存するが故であって、それをはなれた義務感が先にあるのではないという。

人為的徳としての「正義」(justice) などの徳も、これと全く異質であるわけではない。勿論これは、単純に自然の事実を基にするものではなく、むしろ自然には存しないが故に人為的につくり上げられたものである。ヒュームによれば、自然的徳は、それ自体としてはたしかに美しい面を見せるが、人間の自然の著しい偏頗性の故に、それに即す自然的徳は甚だしい利己性にも似て、社会全般的にはかえって混乱を招きかねない。そこに正義の徳が登場するわけである。「道德篇」冒頭でヒュームが「道德に関する決定に世界の平和がかかっている」と語る時、その決定とは、少なくとも初期の立場では、この正義を指すとも言えようが、そのように、いわばヒュームの徳論のかなめともいえる正義の徳も、もとは、しかし、われわれの利害 (interest) の念にほかならず、その共通の満足のために、人為的につくられたものでしかないのである。否、利害に基づくからこそ、それは永遠絶対的なものとなるとも言われている。¹²⁾この意味では、むしろ正義こそ、最も自然的事実に基づくものと言えることにならないであろうか。マッキンタイヤーは、もし「標準的解釈」が正しいとなれば、その言うところの「ヒュームの法則」を破った第一号は外ならぬヒューム自身であったことになると、批判している。¹³⁾

ただ、ヒュームの自然主義乃至その徳論は、上にもことわったように、そう単純ではない。それは何よりも、その道德感情から来るわけであるが、例えば、自然的徳の義務感はたしかにわれわれの自然の構成に従うものとされてはおっても、自然の事実がすべてそれ自体として道徳的に是認されているわけではないのである。ヒュームでは、あくまで独自の道德の感において、「特殊な快苦」(particular pleasure and pain) において直接感ぜられなくてはならない。それは、人為的徳としての正義などにおいても全く同じで、たとえ発生的には利害の念であっても、それ自体ではまだ何ら道徳性は有しないのである。そこに、個々の利害をはなれた (disinterested) 視点におけるある快苦の感が自然に伴ってはじめて、正義は道徳的徳となるのである。その意味では、例えば、マッキンタイヤーが次のように解釈するとき、明らかに行きすぎるといわなくてはならない。「正義の正当化の問題にもどらう。ヒュームは極めて明確に、正義の規則の正当化は、その遵守が長期的に見

た場合万人の利益になるという事実に存すると、また、われわれがその規則に従うべきであるのは、その遵守によって得をするよりももっと損をする人はいないからであると断定している。……つまり、ヒュームにおいては、〈べき〉の観念は利害の一致という観念でのみ説明可能なのである」と¹⁴ヒューム自身、果してそのように、道徳性を利害に直結させているであろうか。ハンターの最初引用した解釈にフルーが再三に亘って反論するのもそこである。フルーによれば、ヒュームの「道徳的判断」(moral judgment)は決して論理的に必然的な真理の陳述でも、自然的事実の陳述でもなく、あくまでも直接感じられるものにすぎない。そこからフルーは、ヒュームに、はじめに述べたように、一種の情緒主義の側面を見るわけである。事実、ヒューム自身、いわゆるロックの「第二性質」(secondary qualities)に似せて、次のように言っているのを見る。「徳と悪徳は、理性によってわれわれがその存在を推論出来るような事実(matter of fact)ではないことを証明するのに何の困難がろうか。悪徳とさせる何かある行為を考えてみよ。例えば、故意の殺人を。あらゆる点からそれを検査し、〈悪徳〉と呼ばれるような事実を見つけ得るかを見てみよ。どのようなやり方をしようとも、見出すのはただ情緒や動機や意欲や思いだけで、ここには何一つ他の事実はあり得ない。事物の側を見る限り、悪徳は消え去るであろう。自身の胸にきき、その行為に対する非難の気持を見出すまでは悪徳を決して見つけることは出来ないのだ」と¹⁵

ヒュームの道徳感情は複雑で実に多様な側面を見せるわけであるが、ただ、明らかなことは、ヒューム自身は決してその個々の直接的な感じにのみは安住せず、これを更に何か別の原理に帰し、あくまでも自然主義的に説明しようと企てていることである。「道徳篇」第一部第二章を「道徳的区別はモラル・センスから来る」と題して、ヒュームは一応ハチスンなどのモラル・センス学派(moral sense school)の立場に立ったかのようにであるが、いわば一種の本能的原理ともいえる「原生的(original)性質、根源的(primary)構成」にそれを求めることを強く拒否して、結局それを、「同感(sympathy)に帰したことは、周知のところである。同感もたしかに人間におけるいわば唯一の無私的なはたらきではあるが、しかしそれは、単に情緒のコミュニケーションをこととするところの、あくまで心理学的、自然的原理、その意味でいわゆる「非道徳的」(non・moral)な原理でしかないのである。ハチスンなどのモラル・センスの立場にも勿論多くの問題はあるであろうが、¹⁶ヒュームのそれは、バトラーの「良心」(conscience)は勿論のこと、ハチスンのそれとも大きく隔たっているであろう。その決定的な違いは、いわゆる自然的才能(natural abilities)の評価によくあらわれている。ヒュームは、この同感に基づく「道徳的判断」にも更に一種の理性的なはたらきによる修正(correction)を施し、一般的な、不動の基準(general inalterable standard)を確立すべきことををる説いて、¹⁷アダム・スミスの「公平な観察者」(impartial spectator)に道を拓くことになった。この修正も結局は外的な修正でしかないとも言われようが、とにかく、このようにして素朴な道徳感情には多くの補正がなされ、一種の功利主義的論へとまとめ上げられてい

ったわけである。有徳な行為とは、自他に直接快適か、あるいは有用なるものというのがそれであるが、これはもはや、情緒主義の立場ではないであろう。道徳的判断に何よりも「真偽」(true or false)を拒んだヒュームに、しかしそのような客観性への志向において、一種の真偽の立場を見る人もあるわけである。⁽⁸⁾ちなみに、後の『道徳原理研究』(An Enquiry concerning the Principles of Morals)に至ると、「内感」(internal sense)という表現があらわれてハチスンなどの立場に戻ったかのようにであったが、しかし同時により理性的な側面も強化され、徳論の構成上も功利思想がより表面化したことは周知のところである。

ヒュームの道徳感情はたしかに直接的で、その感じには事実の陳述は經由されていないと見なくてはならない。それは、心的事実の単なる陳述でもないという意味で、いわゆる「主観主義」(subjectivism)でもないであろう。しかしそのことは、ヒュームにあつて、必ずしも情緒主義の立場を意味することにはならないことも上に見たところである。ヒュームはその是認、非難の感を、あくまで自然的な原理によって説明しようとするからである。ヒュームは、ハンターやマッキンタイヤーの見るほどに論理関係に関心があつたわけではないであろうが、彼らがヒュームの道徳判断に一種の事実を見ようとするのも、そこに淵源しているのだと思われる。フルーとの再三に亘る論争でハンターは自説を多少修正したが、しかし、道徳判断は事実から伴立され得るとする所論そのものまで変えたわけではない。そこには少なくとも視角のズレがあるもののようなのである。例えば、ハンターが引用している例であるが、ヒュームが「われわれはある性格を、それが快適だから、だから有徳であると推論するのではない。そうではなくて、それがある特殊な仕方において (after such a particular manner) 快適だと感じられることにおいてわれわれは実際にそれが有徳であると感じるのである」⁽⁹⁾と言うとき、フルーはここに、その事実の陳述をはなれた直接的な感じの側面を見るであろうが、ハンターはむしろ、その背後にある「特殊な仕方」の因果関係に注目しているのである。ヒュームの多くの人類学的、社会学的観察と道徳的判断とが論理的に対応しないとしたらまことに奇妙なことになる⁽¹⁰⁾と見るマッキンタイヤーの見方も、ヒュームの道徳的感情の直接性からすればいろいろ問題は残るが、ただ、「議論は、演繹的か、さもないと不完全」とする考え方そのものが誤りだとして帰納的な見方をヒュームに取り込もうとすると、⁽¹¹⁾いわゆる「標準的解釈」とは少なくともその視角において大きな距離があるように思われる。

ヒュームの道徳感情の特殊性をこれ以上論ずることは本稿の目的から外れるであろうし、ヒュームの関心も、事実命題から規範命題の論理的「伴立」を何よりの問題とする現代倫理学の立場とはもともと隔たっていると見られる。ただ、種々問題はあってもヒュームの徳論の基底が上に見たように自然主義的であるとすれば、ヒュームは問題のパラグラフにおいてさえ道徳の自律を、少なくともその絶対的意味での自律性を説くはずはないと思われる。「自律」(autonomy)の概念もまた必ずしも自明のものではないであろうが、⁽¹²⁾ヒュームはヘアーの立場でも、否、フルーの立場でさ

えもないと思われる。勿論、カントの立場ではあり得ない。

(三)

さて、ヒュームの徳論全般からのアプローチは一応終ったとして、問題の Paragraph そのものの分析に移ってみようと思う。ヒュームはこの箇所、果して「べき」は「ある」から導出出来ないと言っているのか、いないのか。「新解釈」の火付け役ともなったマッキンタイヤーは、はじめにも見たようにヒュームは論理的に導出出来ないとは何一つ言っていない。ここは、deduce を導出よりもむしろもっと広い意味の推論(する)(infer)の意味にとるべきである。しかも、それも、出来ないように見える(seems)というだけで、その実、出来るという意であると解している。果してそうであろうか。ハンターは、「ある」が「べき」を「伴立」しないと考えるのは、馬鹿げた見方だと言っているが、果してそうであろうか。われわれの上の考察とはかなり対照的になるが、この Paragraph に限って見ると、いわゆる「新解釈」にもかなり無理があるように思われる。

何としても、それはヒュームが、この Paragraph において「べき、べきでない」を一種の「関係」(relation) ととらえていることから来る。「新しい関係ないし断言をあらわしている」「この新しい関係がいかにして他のものから」というときの関係であるが、「べき」がここで言われているようにたしかに「関係」であるとすれば、その命題は言うまでもなく理性の対象、しかも「論証」(demonstration) の対象だということになる。「理性とは観念の比較と関係の発見に外ならない」「確実さと論証とをこととするところの関係の……」⁽²³⁾と定義されているからである。「論証的知識」(demonstrable knowledge) と「蓋然的知識」(probable knowledge) との区別については「悟性篇」(Of Understanding) でくわしく展開されているが、この「道徳篇」でも、悟性の分類として次のように言われているのを見る。「人間悟性(human understanding)の作用は観念の比較と、事実(matter of fact)に関する推論(infering)とに二分される」「いかなる事実も論証され得ない」と⁽²⁴⁾マッキンタイヤーの指摘するように、ヒュームではたしかに deduction の使用は少ないけれども、「べき」が「関係」とせられている以上、レイフイル(D. D. Raphael)も認めるように、⁽²⁵⁾ここではそれを「推論」ととることは明らかに無理ではなかろうか。マッキンタイヤーの疑問にもかわらず、同時代人も deduction を演繹と解していることは、クラークなどでも明らかに見れるし、⁽²⁶⁾事実リード(Thomas Reid)がヒュームをその意に解して批判していることは研究者によってもしばしば指摘されている。⁽²⁷⁾

ところで、「べき」は関係として、論証の対象となったが、しかしそれは単なる関係ではなく、「新しい関係」(new relation)であった。「新しい関係」とは問題の箇所のほとんど直前の説明では、ヒュームのいわゆる関係、正式には哲学的関係(philosophical relations)としてあげられている

もの、すなわち類似 (resemblance)、反対 (contrariety)、質の程度 (degree in quality) 及び量乃至数の割合 (proportion in quantity and number) という四つの関係とは全く別個のもの、ヒュームにおいては説明不能な (結局は存在するはずのない) 関係であった。「われわれがあらゆる論証的關係を四つの一般的項目に包含したとき、道德の感はこれらとは別個なある關係に存すると言って、また、われわれの關係の枚挙が完全でなかったのだと言われるなら、これに対して私は、誰か親切にも私にこの新しい關係を示してくれるまで、何と答えたらよいか、皆目わからない。説明されたこともない学説を反ばくすることは不可能なことで、そのような暗夜で戦うやり方だと人は空中を打ち、時には敵のいないところを打つことになる」⁽²⁸⁾ というヒュームの言葉がそれを示している。ヒュームが「べき」を「新しい關係」と言うとき、その「新しい關係」がこれであるとすれば、「べき」はヒュームにとってその存在を証明するわけにいかない關係であり、勿論その命題は経験を越えた存在となるわけである。「べき」を「新しい關係」とする限り、それは「ある」から、つまりは事實の陳述から論理的に導くことはあり得ないのではなからうか。

もつとも、このような見方はあるいは不自然な印象を与えるかも知れない。その故であろうか、ヒュームのこのパラグラフの「べき」に、多くはその前後の文脈から、ヒュームの道德感情、それによる「道德的判斷」の立場を意味させる人はかなり多い。たしかに、この箇所も、その前後と密接な連関をなしているわけで、これだけを決して切り離してはならないけれども、しかし、ここで「べき」にもしヒュームの道德感情の立場を意味させることになれば、「べき」が關係とせられたことを根本的に否定することになって、果してそれに対し十分納得出来る説明が与えられるであろうか。そしてまた、仮りにここで「べき」が、文脈から、感情の立場を意味させ得ることになったとしても、それによって、必ずしも「べき」が「ある」から論理的に導かれるということにもならないであろう。ヒュームは、この問題の箇所に先立つ文で、道德的區別は事實の認識とは全く違ったものであるとし、先に引用したいいわゆる「第二性質」を思わす文をこの直前で掲げているからである。フルーはそこから情緒主義的な結論を出してハンターと対決することになったわけである。道德の自律は強く否定しながらもヒュームの道德感情に一種の情緒主義に近いものが見られるとし、あるいは、直接感じられるものであるが故に「ある」から論理的結論としては引き出しがたいと見られたりするのもそれである。⁽²⁹⁾

何れにしても、この箇所は、たしかに特異だと言わなくてはならない。それは、古くは先のリードが指摘したところであるが、⁽³⁰⁾ ヘンズィ (D. F. Henze) などもこの箇所はその前の論点の再確認であり、ヒュームの道德論の中ではほんの「しっぽ」 (tailpiece) にすぎないが、しかし、「唯一のネガティブな傾向をもったもの」とし、その「しっぽ」が本体を揺るがす危険に注意を向けている。⁽³¹⁾ 皮肉なことに、ハンターでさえ、フルーなどは限られた箇所だけに頼って議論していると批判して逆にこの箇所の特異性を語ることになった。

ヒューム自身、「ある」と「べき」は全然異ったもの (totally different) で、いかにその「新しい関係」が導出されるかは「全く考えられない」(altogether inconceivable) と語っている。われわれもこのパラグラフに限って見るとき、その言葉通り解釈するほかないのではあるまいか。「新解釈」のように、「べき」は「ある」から推論出来るの意味であると、更には、「ある」は「べき」を論理的に伴立するとまでとすることは、この箇所に限って見るとき、無理となるのではあるまいか。

(四)

われわれは、はじめ、ヒュームの徳論の全般から、たしかに多様な側面を見せるにせよ、ヒュームの基底は自然主義であり、従ってヒュームにおいて少くとも絶対的な意味での道德の自律は主張せられるはずがないことを見た。そして今、問題の箇所に限って見るとき、自然主義の立場というよりはむしろ、「標準的解釈」の立場に近いかのような面を見て来たわけである。これはヒュームの矛盾であろうか。もし矛盾でないとしたら、ヒュームは一体、このパラグラフにおいて何を訴えているのであろうか。

思うに、これは決して矛盾でなく、ヒュームはこのパラグラフにおいてむしろ最もラディカルな形において、それまでの理性主義批判を補強したのではあるまいか。

1) 敢えて言うまでもないことながら、明白なことは、問題のパラグラフはその前からの理性主義批判の一環だということである。それは、「道德的区別は理性から来ない」とするこの第一章の末尾にあって、しかも、このパラグラフの結びもまた、それと全く同じ表現から成っていることにもよくあらわれている。つまりヒュームは、この末尾のパラグラフにおいて、「ある」と「べき」の関係の検討を通して、「道德的区別は理性から来ない」ことを補完したわけである。その限り、このパラグラフは、たしかに、それまでの主張の「再確認」であり、論点の繰り返しでもあった。

2) しかし、このパラグラフにおけるヒュームの議論には、一種の仮定的な発言、あるいは言葉のある種の限定があると見なくてはならないようである。理性主義批判の一環として、理性主義者の語るところに即す形で、いわば仮定の議論を進めている部分があるようである。そう考えなければ到底ヒュームのもつ矛盾と見える面は解けないであろう。杖下隆英氏は、短いコメントながら、大変鋭く、次のように指摘しておられる。「彼(ヒューム)が論敵である理性主義者に寄託して述べ、その(<ある>から<べき>への導出の)不可能性を申し立てるための仮定の議論であり、彼自らの関知しないもの」と³²⁾果してヒューム自ら全く関知しないかはともかく、ここでの議論にあるいはここでの用語に、直ちにヒューム自身を見るところに、多くの誤解が生じたのではあるまいか。

私は、それが何よりも、この「べき」の概念ではないかと思う。このパラグラフの「べき」「べきでない」は理性主義者の言うところの、「理性主義のべき」で、必ずしもそれはヒューム自身のもの

ではない。少くとも、ヒュームの義務感、道徳的判断の立場はそこに一切意味させてはならないのではあるまいか。ヒュームはここで、「理性主義者の」「べき」が、事実の陳述としての「ある」から導かれるはずがないと言っているのではあるまいか。「新しい関係」が是非とも観察され、説明が与えられなくてはならない、いかにしてそれが「ある」から導かれるか、当然その理由が与えられなくてはならないと言われるとき、それは何もヒュームが自分に課していることではなくてあくまで理性主義者に要求していることと見るべきであろう。なぜなら、ヒューム自身としては、既にそれは説明不能なもの、否存在するはずのないものとして断定済みだからである。それらの言葉がすべて理性主義者に向けられたものであることは、このパラグラフに先立つ文とほとんど完全に符合していることから明らかである。

はじめに見たように、ヒュームの道徳感情、「道徳的判断」の立場にもたしかにある種の独自性は存在していた。そこには、直接的には事実の陳述は経由されていないもとれる面があった。そしてまた、ヒュームの説明を完全に整合的なものと解そうとすることも、あるいは正しくないことであるかも知れない。しかし、ヒューム自身がその道徳的判断をあくまで自然主義的に説明しようとする以上、ここでの「べき」にそれを意味させることは、收拾のつかない混乱を起すことにならないか。もしそうでないと、先にもふれたように、結局は「関係」の定義を無視するか、逆にヒューム自身が理性主義者ということになる。この方がより奇妙なことになるのではあるまいか。

3) では、ヒュームは、このパラグラフにおいて、これまでの理性主義批判に一つの「しっぼ」を加え、かなり仮定的な形でこれまでの主張を単に繰り返したにすぎないのであろうか。決してそうではないであろう。このパラグラフは、たしかに、この第一章の末尾としてこれまでの再確認、繰り返しでもあるが、決してそれにとどまるものではなく、むしろここで最も強烈なアピールをしたのではなかろうか。

それは、何よりもこの箇所における用語の特異性によくあらわれている。わずか一頁にも満たないこのパラグラフにおいて、初期『人間本性論』のヒュームとしては珍しい程極端な表現がなされ、感情的とも言える言葉が数多く見られることである。「世のすべての道徳論をくつがえすであろうことを固く信じている。」「極めて重大な」(of last consequence)、「全然異った」「全く考えられない」「是非とも、その(理由、説明が)与えられる必要がある。」「突然驚かされた」(when of a sudden I am surprized to)「何程かの重要さをもった」敢えて「加えずにはおれない」(I cannot forbear adding)等。このパラグラフは、ヒュームにおける唯一のネガティブな面どころか、極めてポジティブな箇所なのではなかろうか。ヒュームは理性主義批判の締めくくりとして、ここで重大なアピールをしたものようである。

では、ヒュームのその重大なアピールとは何であったか。これまでの考察に自ずと導かれるように私はそれは理性主義の「べき」の否定ではなかったかと思う。ヒュームはこの「道徳的区別は理

性から来ない」という章を、理性主義の「べき」の否定で、つまり、それが何ら根拠をもたないことを強くアピールすることで締めくくったのではあるまいか。既にこのパラグラフに先立って述べられている次のことを、ヒュームは「新しい関係」として、ほとんど仮定の形で、改めて強調したのではあるまいか。「かくて、善悪の永遠の尺度の体系に要求される第一の条件を満たすことは不可能となるであろう。なぜなら、そのような区別が基づくはずのこれらの関係を示すことが不可能であるから。更に、第二の条件を満たすことも同じように不可能である。なぜなら、われわれは、仮りにそれらの関係が存在し、知覚されるとしても、それらがあまねく強制的で、義務的 (obligatory) であることを先天的 (a priori) に証明するわけにはいかないからである」と³³⁾この限りわれわれの見方は、キャパルディ (N. Capaldi) のそれに近いものとなったわけである。キャパルディも、ヒュームの主たる目的は道徳的カテゴリーとしての「べき」の否定にあったと見ているのである。³⁴⁾キャパルディも言うように、こう考えるより外に、ヒュームを一貫させることはあり得ないようである。ただ、キャパルディは、道徳的カテゴリーとしての一切の「べき」をヒュームは否定したと見ているが、果してそうであろうか。ヒュームにおいてはたしかに「べき」の使用は少なく、また、「べき」と「義務、責務」(obligation) は常に全く同じわけではないかも知れない。しかし、上の引用文にも明らかなように、自然的な意味に用いられる場合を除けば、ヒュームにおいて「義務」と「べき」は本質的な違いはないであろう。ヒュームは決して「べき」のすべてを否定してはいないと思われる。ヒュームが何よりも斥けたのは、理性主義者の言う「永遠不変の道徳」(eternal, immutable morality) であり、それが「べき」の形において突如課されてくることであつたと思われる。ヒュームの主要な関心は、その理性主義批判においてさえ、「ある」から「べき」への論理的関係の問題では必ずしもなくて、むしろ、理性主義の規範的、絶対的「べき」が、人間本性に何ら根拠をもったものでないことを示すことであつたであろう。問題のパラグラフの直前でもこのように言われているのを見る。「もし (理性主義者によって) 次のように答えがなされるならば、すなわち、人間とは、彼を自分の義務へと強制すべき (ought to restrain) であるところの能力を与えられている存在だからと……」と³⁵⁾

自然的事実を越えた絶対的、あるいは超越的道徳が「べき」の形で課されてくることに何の根拠もないことを強くアピールすることによって、ヒュームはこの理性主義批判の章を閉じたわけであるが、このパラグラフは、その意味で、本体を揺るがしかねない危険な「しっぽ」どころか、むしろ、本体を支える重要な部分であり、「標準的解釈」とは違った意味で、ヒューム倫理学のかなめをなすとも言えよう。『人間本性論』の副題が「論究の実験的方法を精神的主題に導入する試み」と題されていることを改めて思う。

(五)

以上の考察によって問題の解明が終ったわけでは決してないが、先に見たようにヒュームは、問題の箇所において言葉上はたしかに「べき」は「ある」から導出出来ないと言っているように見える。それは現代の問題意識とは大きく隔たっているにせよ、一つの論理的分析であり、その限り現代に連なるヒュームの一つの貢献であったと言えるように思われる。

ただ、これまで考察して来たように、ヒュームの主たる関心は、このパラグラフにおいてさえ、必ずしもその論理関係一般にはなく、むしろ、基本的には自然主義的立場において、何よりも理性主義の絶対的、規範的「べき」の否定がその目的であったとすれば、道徳の自律については、このパラグラフにおいては何も言われなかった。少なくとも積極的な形では何一つ唱えられなかったことになるのではあるまいか。

註

- (1) D. Hume: *Treatise of Human Nature*. p.469f (Oxford-Selby-Bigge, ed.)
- (2) A. C. MacIntyer: *Hume on "Is" and "Ought"*. p.242(Hume. VC Chappell, ed.) (1968)
- (3) Norwell Smith: *Ethics*. p.36 (New York)
- (4) R. M. Hare: *The Language of Morals*. p.29 (Oxford) これが「ヒュームの法則」(Hume's Law)である。
Cf. R. M. Hare: *Freedom and Reason*. p.108(Oxford)
- (5) A. C. MacIntyer: *op. cit.* p.252
- (6) G. Hunter: *Hume on is and ought*. *Philosophy*. No. 140. April. 1962
- (7) A. Flew: *On the Interpretation of Hume*. "Not Proven-at most. (Hume, VC Chappell, ed.)
- (8) L. Moonan: *Hume on Is and Ought*. *J. Hist. Phil.* 13. 1975
- (9) cf. A. F. Atkinson: *Hume on "Is" and "Ought"*. A Reply to Mr. MacIntyer. (Hume. VC Chappell)
- (10) I. Hearn, Jr.: *MacIntyer and Hudson on Hume*. *J. Crit. Anal.* 4. (1973)
- (11) D. Hume: *Treatise*. p. 484
- (12) D. Hume: *ib.* p.620.
- (13) A. C. MacIntyer: *op. cit.* p.242
- (14) A. C. MacIntyer: *ib.* p.248-9
- (15) D. Hume: *Treatise*. p.468
- (16) (参照) 拙稿「ハチンスンのモラル・センスと道徳的認識の問題—フランケナとノートンの論争に関連して—」
(鳥取大学教養部紀要第14巻) (昭和55年9月)
- (17) D. Hume: *Treatise*. Bk. III, part III. sect I. II. III.
- (18) R. J. Glossop: *On Understanding the Ethics of David Hume*. *Riv. F. L.* 63. (1973)
- (19) D. Hume: *Treatise*. p.471

- (20) A. C. MacIntyer : *ib.* p.246-7
- (21) A. C. MacIntyer : *ib.* p.243ff
- (22) cf. R. F. Atkinson : *op. cit.* p.266
- (23) D. Hume : *Treatise.* p.463
- (24) D. Hume : *ib.*
- (25) D. D. Raphael : *Hume's Critique of Ethical Rationalism.* in Todd. (1974)
- (26) S. Clark : *A Discourse of Natural Religion.* p. 207ff, 209, 212f, 216, 221 (*British Moralists.1950-1800* D. D. Raphael, ed.)
- (27) cf. L. Moonan : *op. cit.*, R. F. Atkinson. *op. cit.* p.272(1975)
- (28) D. Hume : *Treatise.* p.464
- (29) L. Moonan : *op. cit.*
- (30) T. Reid : *Essays on the Active Powers of Man.* V. 7. p.480-82
- (31) D. F. Henze : *Hume, Treatise, III, i, 1*
- (32) 杖下隆英『ヒューム』147頁-166頁(勁草書房)
- (33) D. Hume : *Treatise.* p.466
- (34) N. Capaldi : *Hume's Rejection of "Ought" as a Moral Category.* *J. Phil.* 63. (1966)
- (35) D. Hume : *Treatise.* p.467

